

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目31番12号
(本部オフィス 東京都港区赤坂八丁目1番19号)
株式会社ユニテッドアローズ
代表取締役社長執行役員 竹 田 光 広

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月23日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 平成26年6月24日（火曜日）午後6時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム
(末尾の会場案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第25期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第25期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | | 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午後5時を予定しております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.united-arrows.co.jp>）に掲載いたします。

◎議決権行使書面において、各議案につき賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

◎当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られ、その代理人は1名とさせていただきます。なお、この場合、代理権を証明する書面を当社に提出していただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当社グループにおける各事業（ストアブランド）のコンセプト等は以下のとおりとなります。

*印の事業は、女性のお客様を主なターゲットとして展開しております。

◆株式会社ユナイテッドアローズ/（株）U A

ユナイテッドアローズ/U A		
ユナイテッドアローズ 総合店		同一店内で「ユナイテッドアローズ」と「ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ」を展開。
ユナイテッドアローズ		ファッション好奇心旺盛で、上品で上質なものを嗜好する大人の男女に向け、衣料品、生活雑貨をドレス軸で展開。国内外の最先端に行くデザイナーブランドと、定番として人々に永く愛用されてきたアイテム、および旬をとらえたアイテムをオリジナル商品で取りそろえる。
ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ		「精神的な美、永続的な若さ」をテーマとし、新しいことに敏感で柔軟な発想を持ち、自分に似合うおしゃれを知っている男女に向け、衣料品、生活雑貨をカジュアル軸で展開。また、事業内事業として「モンキータイム ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ」および「スティーブン アラン」を展開。
U A レーベル イメ ージストア		U A 各店で取り扱うオリジナルブランドおよび仕入ブランドのイメージ向上を担うストア。「ザ・ソブリンハウス」「ディストリクト ユナイテッドアローズ」の2事業を展開。

ユナイテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング/G L R		「Be Happy～ココロにいい、オシャレな毎日」をコンセプトに、日常生活を自分らしくHappyに過ごすことで心豊かでありたいと願う男女向け、メンズ・ウィメンズのビジネスウェア、カジュアルウェア、キッズウェア、生活雑貨を展開。
クロムハーツ/CH		米国CH社の「CHROME HEARTS」ブランドの商品のみを取り扱うブランドショップ。レザーウェア、シルバークセサリー、ジュエリー、家具、小物類などのあらゆるアイテムにおいて、ラグジュアリーなライフスタイルを提案。
アナザーエディション /AE	*	トレンドや周囲に流されず、自分の個性や創造性を、ファッションを通じて主張したいと思う女性向け、「My Favorite Thing」をコンセプトに、エッジの効いたアイテムからベーシックなもので幅広く展開し、お客様の「探していたもの」がきっと見つかるお店。
ジュエルチェンجز /JC	*	ファッションを通じて女性であることを楽しみ輝きたいと願う女性向け、「今、着たい」デザインやテイストに溢れつつも、素材感とサイジングにこだわった品のある衣料品、服飾雑貨を展開し、洗練された艶っぽさのあるスタイルを提案。
オデット エ オディー ル ユナイテッドアローズ	*	シューズも大切なファッションアイテムの一つとして考える女性向け、シューズと服飾雑貨を展開。メインとなるオリジナル商品は高いデザイン性とこなれた価格帯、履き心地のバランスに優れ、コーディネートにより魅力的に輝かせる上質な一足を提案。
ボワソンショコラ	*	「SHOES MAKE YOUR DAYS SPECIAL あなたの毎日を素敵にする靴を」をコンセプトに、女性の毎日のコーディネートに自由に、そして素敵に演出するシューズブランド。“デイリーベーシック”にこだわり、心も足どりも軽くなるような履き心地、スイートな甘さにビターなスパイスをきかせたデザインの靴を提案。
ドゥローワ	*	おしゃれを楽しみたい世代を超えた大人の女性向け、際立って上質で洗練された逸品と、それを引き立たせるようなベーシックとモードのバランスが絶妙なコーディネート提案や店舗空間を通じて、特別な高揚感を感じていただけるお店。
アストラット		精神的に成熟した大人の男女に向けて、「Modernize」をディレクションテーマに、スタンダードなアイテムやスタイルを、New Basic、Heritage Classic、Street Mixの3つのカテゴリーで今の気分にもダンナイズし、ハイクオリティな自社企画商品を、仕入商品と共に構成・提案。
アーキペラゴ ユナイテッドアローズ	*	AE、JCなどの個性豊かなウィメンズブランドを展開する複合店。各ブランドのテイストを表現しながらも幅広いテイストミックス、再編集することで「商品を選ぶ楽しさ」「新しいミックススタイル」を提案。

ジ エアポート ストア ユナイテッドアローズ	U A事業の商品を中心に、空港限定オリジナル企画商品をミックス編集し、「トラベル」「ビジネス」「デイリー」「ギフト」の4つのテーマから、楽しい旅をサポート。
ザ ステーション ストア ユナイテッドアローズ	駅構内の商業スペースに立地。「ライフスタイルをもっとオシャレに もっと心地よく」をコンセプトに、今の自分をちょっと素敵に変えてくれるもの、大切な友人へのギフトや自分へのご褒美など、毎日を豊かに過ごすための「ファッション」「ギフト」「レスキュー」アイテムを、コンビニエンスに提供。
ザ ハイウェイ ストア ユナイテッドアローズ	高速道路のサービスエリア・パーキングエリアに立地。「カーライフを、ファッションابلに、贅沢に」をコンセプトに、豊かな旅の思い出を、自分と、家族と、パートナーと。ドライブや旅を楽しむためのアイテムを“ファッション”“コンビニエンス”“ギフト”をキーワードに提案。

※ (株)U Aにおける以下の10事業につきましては、「スモールビジネスユニットおよびU Aラボ (S. B. U. およびU Aラボ)」として取りまとめて表記しております。

「アナザーエディション」「ジュエルチェンジズ」「オデット エ オディール ユナイテッドアローズ」「ボワソニンショコラ」「ドウロワー」「アストラット」「アーキペラゴ ユナイテッドアローズ」「ジ エアポート ストア ユナイテッドアローズ」「ザ ステーション ストア ユナイテッドアローズ」「ザ ハイウェイ ストア ユナイテッドアローズ」

◆株式会社フィーゴ

フェリージ	イタリア製革小物ブランド「フェリージ」の日本総代理店として、小売直営店の運営と、セレクトショップ、百貨店などへの卸事業を展開。
アスペジ	1969年にシャツメーカーとしてイタリアで誕生。2013年に日本における独占輸入販売権を取得。クラブツマンシップ溢れるモノ作りにより、シンプルで着心地の良いアイテムを展開。

◆株式会社コーエン

コーエン	値頃感がありつつ、ファッション感度の高いマーケットに向けて、メンズ・ウィメンズのカジュアルブランド「コーエン」を展開。「Easy Chic～気軽に洒落を楽しもう～」をテーマに、手頃で程よい時代性を取り入れたカジュアルウェアを提案。
------	--

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策および金融政策によって円安が進行し、輸出関連企業の業績に改善傾向が見られました。また株価上昇に伴い景気回復への期待感が高まるなど、国内経済は徐々に明るさを増しております。一方、海外景気の下振れ懸念や円安による輸入資材の価格上昇、商品価格の高騰、光熱費の上昇などに伴う景気後退リスクも依然残っております。

衣料品小売業界におきましては消費者マインドの持ち直しが見られ、百貨店の高額品を中心に好調な動きが見られたものの、春先の低気温、記録的猛暑や相次ぐ台風の上陸、記録的な積雪などの天候不順に伴い、不安定な状況が継続いたしました。一部の商品では平成26年4月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要が見られたものの、その後の反動が懸念されるなど、先行きの不透明感は継続しております。

このような状況の下、株式会社ユナイテッドアローズにおきましては、平成26年3月期の単年度経営スローガンとして「『チャレンジ』、進化、成長し続ける既存事業の磐石な収益基盤の下、新規事業開発を通じた新たな価値創造へのチャレンジ、増収増益・3期連続最高益更新へのチャレンジ」を掲げております。このスローガンの達成に向け、以下の4つの全社方針を着実に推進いたしました。

① 進化、成長し続ける既存事業への『チャレンジ』

既存事業につきまして、社会潮流の変化に対応してお客様のニーズを捉え、競争力の源泉である「ヒト・モノ・ウツワ」の進化を通じて新たな価値を提供し続けてまいりました。商品・販売・宣伝部門の連携を強化し、お客様の声を活かした商品を適時適量に投入することで、単体の売上高は前期比10.9%増の118,212百万円となったほか、小売＋ネット通販既存店売上高前期比は4.0%増と大きく伸長いたしました。

② 新規事業開発への『チャレンジ』

当社は、再成長に向けて新たな挑戦をするための体制が整ったと判断し、一時的に休止していた新規事業開発を平成25年3月期より再開いたしました。当事業年度においては、ビューティ&ユース ユナイテッドアローズの事業内事業としてニューヨーク発のセレクトショップ「スティーブン アラン」、スモールビジネスユニットとしてメンズ・ウィメンズの高感度セレクトショップ「アストラット」、ウィメンズシューズ事業の「ボワソンスヨコラ」の出店を開始したほか、ユナイテッドアローズの事業内事業としてメンズ事業の「ボウ & アローズ」、スモールビジネスユニットとしてファッションとスポーツを軸に編集した「アンルート」の出店に向けた準備を開始いたしました。海外展開につきましては、8月に海外子会社の「台湾聯合艾諾股份有限公司」を台湾に設立し、10月には初の海外直営店となる「ユナイテッドアローズ台北店」を出店したほか、平成26年5月の「ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ台北店」の出店に向けた準備を進めました。

③ O2Oリーディングカンパニーへの『チャレンジ』

O2O(※)とは、実店舗(オフライン)とインターネット(オンライン)との購買活動を相互に連携・補完し合うことにより顧客満足を高める施策を指します。スマートフォンなどの新しい通信機器の普及や、個々のお客様にあわせて商品を推薦する機能などの進化によってネット通販が浸透し、O2Oはファッション業界にとって欠かすことのできないキーワードの一つになりました。平成26年3月期はこれを戦略課題に位置づけ、実店舗とネット通販の連携強化に向けた新たな取り組みとして「ユナイテッドアローズ オンラインストア」のスマートフォンアプリの開発に加え、同オンラインストア上から実店舗への商品取り寄せサービスを、一部店舗において開始いたしました。

※O2O＝オー・ツー・オー/Online to Offline

④ 生産性向上による利益拡大への飽くなき『チャレンジ』

既存事業の強化や新規事業の開発を行う一方、管理面では、引き続きメリハリのあるコストコントロールと業務効率改善による生産性向上に向けた取り組みを推進いたしました。円安に伴う売上総利益率の低下を補うべく全社的なコストコントロールを推進した結果、単体の売上高販管費率は前期の43.1%から1.2ポイント低減し41.9%となりました。

出退店では、ユナイテッドアローズ事業：7店舗の出店、1店舗の退店、グリーンレーベルリラクシング事業：7店舗の出店、2店舗の退店、クロムハーツ事業：1店舗の出店、スモールビジネスユニット：12店舗の出店、1店舗の退店、アウトレット：1店舗の出店を実施し、当事業年度末の小売店舗数は213店舗、アウトレットを含む総店舗数は232店舗となりました。（期末店舗数にはグリーンレーベルリラクシング事業において年度末日に退店した1店舗が含まれております。）

連結子会社の株式会社フィーゴは、今後の売上拡大に向け、イタリアのファッションブランドであるアルベルトアスペジ社（ALBERTO ASPESI & C. S.p.A.）、「アルエロデザイン」のブランド名でアイウェアの製造・卸事業を展開するイタリアのコーンセプト社（COONCEPT srl）、およびアウトウェアブランド「ハンコック」を取り扱う英国のトーマスハンコック社（THOMAS HANCOCK & COMPANY LIMITED）からそれぞれ日本における独占輸入販売権を取得したほか、イタリアのアキレピント社（Achille Pinto S.p.A.）とファッションアクセサリーブランド「ピエール・ルイ マシア」の日本における独占輸入販売契約を締結いたしました。業績につきましては、卸売、小売およびネット通販が好調に推移したことで増収となりましたが、円安の影響に伴う売上総利益率の減ならびに営業・管理体制の強化や新規ブランド獲得に向けた先行コストの発生等により減益となりました。出退店ではフェリージ2店舗の出店を実施したほか、アスペジ・ジャパン株式会社より3店舗を継承し、当事業年度末の直営店舗数は17店舗となりました。

連結子会社の株式会社コーエン（決算月：1月）は、新規出店に伴う増収のほか、ネット通販が堅調に推移し増収となりましたが、円安の影響や値引き販売の増等に伴う売上総利益率の減や、当事業年度において17店舗の新規出店を実施したこと等による販管費の増に伴い減益となりました。出退店では前述の17店舗の出店のほか、3店舗の退店を実施し、当事業年度末の店舗数は65店舗となりました。

連結子会社の台湾聯合艾諾股份有限公司（決算月：1月）は8月の会社設立後、10月に海外初の直営店「ユナイテッドアローズ 台北店」を出店いたしました。

なお、グループ全体では当連結会計年度に51店舗の出店、7店舗の退店を実施し、当事業年度末の店舗数は315店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高につきましては、新店出店に伴う増収、既存店およびネット通販の伸長等により、前期比11.7%増の128,489百万円となりました。売上総利益率は円安の影響等に伴い、前期から1.1ポイント減の53.3%となりましたが、売上高の伸長に伴い売上総利益額につきましては前期比9.4%増の68,492百万円となりました。販売費及び一般管理費につきましては、業容の拡大に伴い、前期比9.6%増の54,842百万円となりましたが、販売費及び一般管理費率につきましては、期中の経費抑制等により、前期から0.8ポイント減の42.7%となりました。

以上により、当連結会計年度の営業利益は13,649百万円（前期比8.7%増）、経常利益は13,739百万円（前期比9.2%増）、当期純利益は7,920百万円（前期比8.3%増）となりました。なお、営業利益、経常利益、当期純利益につきましては、3期連続で過去最高益を更新いたしました。

②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、3,423百万円であり、その主なものは、新規出店および既存店舗の改装投資、ならびにソフトウェアへの投資によるものであります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(企業集団の財産及び損益の状況)

区 分	第22期 平成23年3月期	第23期 平成24年3月期	第24期 平成25年3月期	第25期 (当連結会計年度) 平成26年3月期
売上高(百万円)	90,571	102,052	115,041	128,489
経常利益(百万円)	7,240	10,272	12,582	13,739
当期純利益(百万円)	3,596	5,016	7,316	7,920
1株当たり当期純利益(円)	97.02	158.74	230.80	248.80
総資産(百万円)	45,716	51,278	54,395	59,296
純資産(百万円)	15,103	19,291	25,403	31,532
1株当たり純資産額(円)	478.39	609.66	799.65	990.22

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(当社の財産及び損益の状況)

区 分	第22期 平成23年3月期	第23期 平成24年3月期	第24期 平成25年3月期	第25期 (当事業年度) 平成26年3月期
売上高(百万円)	85,090	95,406	106,605	118,212
経常利益(百万円)	7,061	9,505	11,582	13,145
当期純利益(百万円)	2,919	4,502	6,507	7,679
1株当たり当期純利益(円)	78.74	142.46	205.28	241.25
総資産(百万円)	45,197	50,145	51,040	55,299
純資産(百万円)	15,894	19,568	24,869	30,754
1株当たり純資産額(円)	503.46	618.41	782.84	965.79

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 フィーゴ	40百万円	100.0%	イタリア製の鞆等の輸入、卸売および販売
株式会社 コーエン	100百万円	100.0%	衣料品および身の回り品の小売
台湾聯合艾諾股份有限公司	60百万 新台幣ドル	100.0%	衣料品および身の回り品の小売

(4) 対処すべき課題

当社は、平成27年3月期の単年度経営スローガンとして「創造的商人魂」を掲げております。このスローガンの下、お客様にワクワク・ドキドキしていただくことを第一に考え、社員全員が創意工夫し、当社にしかできない付加価値を創造し続けます。その結果としてブランド価値を高め、4期連続の最高益更新を目指してまいります。

このスローガンの達成に向け、「商品・販売・宣伝部門連携サイクルの徹底強化」を重点取組課題に設定し、さまざまな施策に取り組んでまいります。

商品部門においては、競合他社に対して圧倒的競争力のある商品開発を行います。高いオリジナリティとクオリティを持った魅力的な商品開発により、定価販売比率の向上につなげます。

宣伝部門においては、一人でも多くのお客様にご来店いただけるような活動を行います。商品の魅力や作り手の思いを幅広いネットワークと新鮮な手法でお客様にお伝えし、入店客数の増加に向けて取り組みます。

販売部門においては、情熱的な接客とスタイリング提案でお客様にワクワク・ドキドキを提供いたします。スマートフォンの普及や実店舗とネット通販店舗の連携強化によってオムニチャネル化が進む中、接客を通じてお客様との直接的なコミュニケーションが取れる実店舗の価値は上昇しております。販売員との会話から得られるワクワク・ドキドキに価値を感じていただけるよう、お客様の思いの先を汲み取った接客により、買上客数の向上を目指します。

平成27年3月期の出店につきましては、株式会社ユナイテッドアローズでは既存事業に加え、新規事業も積極的に出店を行うことで、新規出店26、退店3、期末店舗数254を見込んでおります。株式会社フィーゴでは新規出店1、期末店舗数18、株式会社コーエンでは新規出店7、退店3、期末店舗数69、台湾聯合艾諾股份有限公司では新規出店1、期末店舗数2を見込むことで、グループ全体では新規出店35、退店6、期末店舗数343を見込んでおります。

以上により、平成27年3月期の連結業績予想につきましては、売上高135,914百万円（前期比5.8%増）、営業利益14,119百万円（前期比3.4%増）、経常利益14,200百万円（前期比3.4%増）、当期純利益8,257百万円（前期比4.3%増）を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは、紳士服・婦人服などの衣料品ならびに関連商品の企画、仕入および販売を行っております。

なお、商品別の売上高および売上高構成比は次のとおりであります。

商 品 別	第25期（当連結会計年度） 平成26年3月期		（参考）第24期 平成25年3月期	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
メ シ ズ	36,193	28.2	33,912	29.5
ウ イ メ シ ズ	52,631	41.0	46,750	40.6
シルバ－＆レザー	11,457	8.9	9,356	8.1
雑 貨 等	3,228	2.5	2,764	2.4
そ の 他	24,977	19.4	22,258	19.4
合 計	128,489	100.0	115,041	100.0

- （注） 1. シルバ－＆レザーとは、「CHROME HEARTS」ブランドの銀製装飾品および皮革製ウエアであります。
2. 数量については、商品内容が多岐にわたり、その表示が困難なため記載を省略しております。
3. 「その他」には、アウトレット、催事販売および連結子会社である株式会社フィーゴ、株式会社コーエン、台湾聯合艾諾股份有限公司の売上高が含まれております。

(6) 主要な事業所および店舗（平成26年3月31日現在）

- ① 本 社 東京都渋谷区神宮前二丁目31番12号
 ② 本部オフィス 東京都港区赤坂八丁目1番19号
 ③ 店 舗

（単位：店）

	期末店舗数		
	第25期 平成26年3月期	第24期 平成25年3月期	増減
当社グループ計	315	271	44
（株）U A	232	208	24
U A 事 業	73	67	6
G L R 事 業	61	56	5
C H 事 業	9	8	1
S . B . U . お よ び U A ラ ボ	70	59	11
ア ウ ト レ ッ ト	19	18	1
（株）フィーゴ	17	12	5
（株）コーエン	65	51	14
台湾聯合艾諾股份有限公司	1	0	1

- （注） 1. U A事業の第25期末店舗数には、ユナイテッドアローズ総合店（11店舗）、ユナイテッドアローズ（23店舗）、ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ（35店舗）、モンキータ임 ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ（1店舗）、ステイブンアラン（1店舗）、U Aレーベル イメージストア（2店舗）が含まれております。
2. S . B . U . およびU Aラボの第25期末店舗数には、アナザーエディション（16店舗）、ジュエルチェンジズ（10店舗）、オデット エ オディール ユナイテッドアローズ（23店舗）、ボワソンショコラ（1店舗）、ドゥロワー（7店舗）、アストラット（2店舗）、アーキペラゴ ユナイテッドアローズ（1店舗）、ジ エアポート ストア ユナイテッドアローズ（3店舗）、ザ ステーション ストア ユナイテッドアローズ（5店舗）、ザ ハイウエイ ストア ユナイテッドアローズ（2店舗）が含まれております。
3. 株式会社フィーゴの第25期末店舗数には、フェリージ（14店舗）、アスペジ（3店舗）が含まれております。
3. G L R事業の第25期末店舗数には、年度末日に退店した1店舗が含まれています。

(7) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,652名 (731)名	343名増 (77)名増

- (注) 1. 当社グループは紳士服・婦人服等の衣料品ならびに関連商品の企画・販売を行っている単一セグメント・単一事業部門であるため、グループ全体での従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業員数であり、特別従業員を220名含んでおります。特別従業員とは、育児や本人の身体上の理由により就業規則に定める勤務時間での就業が困難な者に対し、勤務時間等を個別に取り決めた従業員をいいます。また、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,391名 (425)名	299名増 (3)名減	30.4歳	5.3年

- (注) 従業員数は就業員数であり、特別従業員を214名含んでおります。特別従業員とは、育児や本人の身体上の理由により就業規則に定める勤務時間での就業が困難な者に対し、勤務時間等を個別に取り決めた従業員をいいます。また、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,400百万円
株式会社三井住友銀行	1,385
株式会社みずほ銀行	1,014

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 190,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 37,800,000株 |
| ③ 株主数 | 11,912名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
重松 理	2,698,100株	8.47%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,128,700株	6.68%
株式会社エー・ディー・エス	2,000,000株	6.28%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,718,900株	5.39%
株式会社麟蔵	1,148,400株	3.60%
栗野宏文	1,133,000株	3.55%
岩城哲哉	884,400株	2.77%
野村信託銀行株式会社（投信口）	716,600株	2.25%
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT - TREATY RATE 常任代理人 シティバンク銀行株式会社	604,900株	1.89%
株式会社ルコタージュ	600,000株	1.88%

- （注） 1. 持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の保有する自己株式5,956,024株は上記の表中には含めておりません。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成26年 3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	竹 田 光 広	社長執行役員 株式会社フィーゴ代表取締役 会長 株式会社コーエン代表取締役 会長 台湾聯合艾諾股份有限公司董事長
取 締 役	藤 澤 光 徳	専務執行役員 第二事業統括本部 統括本部長 兼 O L T 部 担当
取 締 役	小 泉 正 己	専務執行役員 管理本部 本部長 兼 計画管理室 担当
取 締 役	東 浩 之	常務執行役員 第一事業統括本部 統括本部長
取 締 役 会 長	重 松 理	
取 締 役	石 綿 学	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 京都大学法科大学院非常勤講師 ゼビオ株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	酒 井 由 香 里	株式会社リプロセル社外監査役 株式会社ビューティ花壇社外監査役
監 査 役	山 川 善 之	響きパートナーズ株式会社代表取締役 社長 株式会社デ・ウエスタン・セラビテクス研究 所社外取締役 株式会社リプロセル社外取締役
監 査 役	橋 岡 宏 成	弁護士 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン社 外取締役 株式会社エー・ピーカンパニー社外監査役 トレンダーズ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役石綿学氏は、社外取締役であります。
2. 監査役酒井由香里氏、山川善之氏および橋岡宏成氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役石綿学氏ならびに監査役酒井由香里氏、山川善之氏および橋岡宏成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度末日後の異動は、次のとおりであります。

・当社における地位および担当（平成26年 4月 1 日付）

氏 名	変更後	変更前
藤 澤 光 徳	取締役 専務執行役員 第二事業統括本部 統括本部長 兼 O L T 本部 担当	取締役 専務執行役員 第二事業統括本部 統括本部長 兼 O L T 部 担当
小 泉 正 己	取締役 専務執行役員 管理本部 本部長 兼 I R 室 担当	取締役 専務執行役員 管理本部 本部長 兼 計画管理室 担当

- ② 事業年度中に退任した取締役および監査役
該当事項はありません。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 (う ち 社 外 取 締 役)	6名 (1)	299百万円 (5)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (3)	24 (24)
合 計	9	323

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月25日開催の第18回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月25日開催の第18回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

- a. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役石綿学氏は、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士、京都大学法科大学院非常勤講師およびゼビオ株式会社の社外取締役であります。当社は森・濱田松本法律事務所、京都大学およびゼビオ株式会社との間に特別な関係はありません。
 - ・監査役酒井由香里氏は、株式会社リプロセルおよび株式会社ビューティ花壇の社外監査役であります。当社は株式会社リプロセルおよび株式会社ビューティ花壇との間に特別な関係はありません。
 - ・監査役山川善之氏は、響きパートナーズ株式会社の代表取締役社長ならびに株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所および株式会社リプロセルの社外取締役であります。当社は響きパートナーズ株式会社、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所および株式会社リプロセルとの間に特別な関係はありません。
 - ・監査役橋岡宏成氏は、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの社外取締役ならびに株式会社エー・ピーカンパニーおよびトレンダーズ株式会社の社外監査役であります。当社は株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン、株式会社エー・ピーカンパニーおよびトレンダーズ株式会社との間に特別な関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況

	取締役会（18回開催）	
	出席回数	出席率
取締役石綿 学	13回	100.0%
監査役酒井 由香里	18回	100.0%
監査役山川 善之	17回	94.4%
監査役橋岡 宏成	17回	94.4%

・監査役会への出席状況

	監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率
監査役酒井 由香里	13回	100.0%
監査役山川 善之	12回	92.3%
監査役橋岡 宏成	13回	100.0%

(注) 1.

- ・取締役石綿学氏は、平成25年6月26日開催の第24回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。
なお、同氏の就任後の取締役会回数は13回であります。

(注) 2.

- ・取締役石綿学氏は取締役会に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・各社外監査役は取締役会に出席し、監査役酒井由香里氏および監査役山川善之氏は主にコーポレートガバナンスの見地から、監査役橋岡宏成氏は弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、出席した監査役会においても、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて各人の専門的見地からも発言を行っております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明以外に、社内プロジェクトに関するアドバイザー契約を締結し、助言・指導業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を説明いたします。

また、会計監査人が公認会計士法に違反・抵触した場合および監督官庁からの監査業務停止処分を受けた場合、もしくは当社監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、当社監査役会は取締役会に対して、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社では、取締役、従業員の法令遵守に向けての体制を磐石なものとするため、当社を取り巻くリスクやコンプライアンス上の重要な問題を審議する機関として、社長を議長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置するとともに、「総務法務部」にて情報を集約し、対策を検討する体制としている。

万が一、コンプライアンス上疑義のある行為が発生・発覚した場合には、取締役および従業員が外部機関に匿名で通報できる「内部通報制度」を設け、どんなに小さな不正や不祥事をも見逃さない企業風土を醸成することとする。また、会社は通報内容を秘匿扱いとし、通報者に対して不利な扱いを行わないこととする。

職務執行にあたっては、「業務分掌規程」や「職務権限規程」により、各部署、各職責ごとの職務範囲や決裁権限を明確にし、適正な牽制、報告が機能する体制とする。

また、社長直轄の「内部監査室」が定期的に各店舗・各部署の内部監査を実施し、法令、定款への適合状況ならびに社内規程に基づく職務執行状況について確認を行うこととする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、情報種別に応じた保存期間を定め管理することとする。また、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

システム内に保存されている文書についても、情報システムに関する社内ルール、ガイドラインに基づいて閲覧権限を設定し、経営上の重要情報の保存、管理を徹底することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻く各種リスク要因については、「危機管理規程」に基づいてリスク管理体制を構築することとする。また、当社の業務上重要なリスクに関しては「リスク・コンプライアンス委員会」にて規程やマニュアル、

ガイドライン等の設定を検討するとともに、危機発生時には「総務法務部」にて情報を集中管理の上、「リスク・コンプライアンス委員会」が対応を行うこととする。

また、当社を取り巻く環境変化に伴い、各部において常にリスク要因の見直しを行うとともに、規程や各種マニュアルの整備を継続して実施し、リスクの未然防止と発生時の適切な対応の両面からの体制整備を行うこととする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会としての職務執行上の意思決定は、法令および「取締役会規則」、「職務権限規程」等に則り行われることとする。

定時取締役会は原則月1回開催することとし、決議事項の審議と業務の執行状況や業績について報告を受けることとする。また、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、取締役間にて随時打ち合わせを行うこととする。また、毎週開催される「経営会議」にて重要事項の討議や決議を行う体制を確立し、十分な議論の場の確保と経営スピード向上の両立を図っている。

執行役員制度を導入することにより、経営と業務執行の分離を図っている。取締役が経営上の重要な意思決定と監督機能に特化することで、職務執行を効率的に遂行する。

業務運営については、社内外の定性的・定量的情報を総合的に勘案した中期的な展望に基づいて「経営方針」ならびに「中期経営計画」および「単年度経営計画」を策定するとともに、各部の進捗状況を取締役が都度確認し、具体的な施策を講じることができる体制を構築することとする。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社については、各関係会社の自主的な運営を重んじつつ「関係会社管理規程」に基づいてグループ会社管理の基本方針や体制を定め、この規程に沿って、業務上の重要事項についての必要な決裁や報告制度等の管理体制を整備していくこととする。関係会社の管理面での体制整備（規程や職務権限等）については、各関係部門が連携して必要に応じて指導、支援を行うことすると同時に、当社の「内部監査室」が関係会社に対しても内部監査を実施することにより、法令、定款への適合状況や社内規程に基づく職務執行状況について確認を行うこととする。

また、内部通報制度を関係会社へも展開することにより、コンプライアンス体制の充実を図ることとする。

さらに、財務報告に係る内部統制に関しては、関係会社も含めた必要な体制構築を継続的に行うことで、財務報告の信頼性、ひいては社会的信頼性を確保、向上し続けるものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は設置していないが、監査役が必要とした場合、監査役の職務の補助をする使用人を置くことができることとする。その使用人の任命、異動、評価、懲戒等については、監査役会と協議の上決定することとする。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会等の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、「経営会議」その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役および従業員に説明を求めたり、必要な書類の閲覧を行ったりすることができる。

監査役の選任については、社外監査役を基本とし、対外透明性を確保することとする。

また、監査役会は、会計監査人、弁護士その他の外部アドバイザーを適宜活用できることとする。

- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然たる態度を貫き、一切の関係を遮断することを基本方針とする。

また、当社は「総務法務部」を対応部署とし、顧問弁護士や警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関ならびに各地区の防犯顧問と連携して反社会的勢力排除のための社内体制の整備と情報収集を行うものとする。

(6) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は株式の大量の買付であっても、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に当社にとっては、高いストアロイヤルティの維持が経営上極めて重要であり、当社の中期的な企業価値の向上とともに、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成26年3月期に向けた中期経営目標として、「既存事業の徹底強化」、「新チャネルへの展開」および「新ドメインへの進出」の推進により、「ナンバー1の高感度ファッション専門店グループ」の地位を確立し、その先の事業拡大の道筋をつけてまいります。

・既存事業の徹底強化

引き続き既存事業の徹底強化を事業戦略の軸といたします。小売・ネット通販既存店の継続強化とともに、成長けん引業態と位置づけた「ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ」、「ユナイテッドアローズ グリーンレーベル リラックス」業態と「コーエン」につきましては、積極的な新規出店を行うことで成長拡大を目指してまいります。また、マーケットニーズを徹底して調査・分析することにより、既存ドメイン・既存チャネル内における新規事業開発も積極的に推

進してまいります。

- ・新チャネルへの展開

お客様との接点を積極的に拡大する新チャネルの開拓を推進します。

平成23年3月期には、空港内商業施設をターゲットとした新業態「ジ エアポート ストア ユナイテッドアローズ」の出店を行い、平成24年3月期には、駅構内の商業スペースに向けた「ザ ステーション ストア ユナイテッドアローズ」および高速道路のサービスエリアに向けた「ザ ハイウェイ ストア ユナイテッドアローズ」をスタートいたしました。それぞれのチャネルにおける成功モデルを早期に確立し、今後の出店戦略に活かしてまいります。

- ・新ドメインへの進出

これまで当社が培ってきたブランド・エクイティを活用し、アライアンス、ライセンスなど他社との協業により、さらなるビジネスポテンシャルが見込まれる生活雑貨や家具などファッション以外の新しいドメインへの事業展開を検討してまいります。平成24年2月には、新たに「住」ドメインにつきまして、当社の店舗環境づくりで培ったノウハウを住空間に活かす取組みを発表いたしました。今後につきましても、当社の企業理念である“新しい「日本の生活文化の規範」となる価値観を創造し続ける”ために、既存のビジネスの概念にとらわれない手法でビジネス領域の拡大を図ってまいります。

当社は、上記事業戦略の推進により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年5月11日の当社取締役会および平成23年6月23日開催の当社第22回定時株主総会の決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入しております。

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的とするものです。

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定め

ています。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、それ以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外監査役等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

買収者は、買付等に先立ち、買付等の内容の検討に必要な所定の情報を提供することが求められます。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買収者の買付等の内容に対する意見や根拠資料、代替案等の情報を提供するように要求することができ、買付等の内容や当社取締役会の代替案等の検討、買収者との協議・交渉等を行います。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たすと判断する場合には、当社取締役会に対して、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が原則として買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる対抗措置の発動を勧告します。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を行います。また、当社取締役会は、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

本プランに従って新株予約権無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、平成23年6月23日開催の当社第22回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。

(注)当社は、平成26年5月8日開催の取締役会において、本プランについて、平成26年6月24日開催予定の第25回定時株主総会の承認を条件として、その内容を一部改定のうえ、更新することを決議しており、第3号議案として当該更新に係る議案を本総会に付議いたします。更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容につきましては、第25回定時株主総会招集ご通知53頁以下をご参照下さい。

４．具体的取組みについての当社取締役会の判断およびその理由

当社の既存事業の成長戦略と新規事業開発戦略に加えた中期的な事業戦略の実行は、当社の中期的な企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上のための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること、平成23年6月23日開催の当社第22回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合に株主総会を招集し本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認できることとしていること、その有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されていること等株主意思を重視するものであること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、独立性を有する社外監査役等のみから構成される独立委員会により行われること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされていることなど、その判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組となっていること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、株主の共同の利益を損なうものでないとともに、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

貸 借 対 照 表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	34,491	流 動 負 債	22,230
現 金 及 び 預 金	3,624	買 掛 金	8,494
売 掛 金	3	短 期 借 入 金	2,900
商 品	18,119	1年内返済予定の長期借入金	681
貯 蔵 品	345	未 払 金	3,882
前 渡 金	26	未 払 費 用	95
前 払 費 用	729	未 払 法 人 税 等	3,264
繰 延 税 金 資 産	1,663	前 受 金	13
未 収 入 金	9,217	預 り 金	305
そ の 他	764	前 受 収 益	7
貸 倒 引 当 金	△1	賞 与 引 当 金	1,870
固 定 資 産	20,807	役 員 賞 与 引 当 金	94
有 形 固 定 資 産	8,476	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	309
建 物	6,848	資 産 除 去 債 務	28
構 築 物	11	そ の 他	282
器 具 備 品	957	固 定 負 債	2,314
土 地	569	資 産 除 去 債 務	2,302
建 設 仮 勘 定	89	そ の 他	11
無 形 固 定 資 産	1,631	負 債 合 計	24,545
地 上 権	1,183	(純資産の部)	
商 標 権	3	株 主 資 本	30,750
ソ フ ト ウ ェ ア	416	資 本 金	3,030
そ の 他	27	資 本 剰 余 金	4,095
投 資 そ の 他 の 資 産	10,699	資 本 準 備 金	4,095
投 資 有 価 証 券	170	利 益 剰 余 金	29,745
関 係 会 社 株 式	2,401	利 益 準 備 金	31
長 期 前 払 費 用	1,055	そ の 他 利 益 剰 余 金	29,714
繰 延 税 金 資 産	518	自 己 株 式	△6,119
差 入 保 証 金	6,556	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3
そ の 他	23	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5
貸 倒 引 当 金	△26	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1
資 産 合 計	55,299	純 資 産 合 計	30,754
		負 債 純 資 産 合 計	55,299

損 益 計 算 書

(平成25年 4 月 1 日から
平成26年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		118,212
売 上 原 価		55,624
売 上 総 利 益		62,588
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		49,568
営 業 利 益		13,020
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	0	
受 取 賃 貸 料	36	
仕 入 割 引	49	
受 取 手 数 料	35	
保 険 配 当 金	32	
そ の 他	104	262
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	47	
為 替 差 損	23	
賃 貸 費 用	23	
そ の 他	43	137
経 常 利 益		13,145
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
移 転 補 償 金	39	40
特 別 損 失		
減 損 損 失	347	
そ の 他	55	402
税 引 前 当 期 純 利 益		12,783
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,187	
法 人 税 等 調 整 額	△84	5,103
当 期 純 利 益		7,679

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本					
	資 本 金	資本金剰余金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
平成25年4月1日 残高	3,030	4,095	31	23,893	△6,197	24,852
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				△1,844		△1,844
当 期 純 利 益				7,679		7,679
自 己 株 式 の 処 分				△15	77	62
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	5,820	77	5,898
平成26年3月31日 残高	3,030	4,095	31	29,714	△6,119	30,750

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	
平成25年4月1日 残高	△12	29	24,869
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△1,844
当 期 純 利 益			7,679
自 己 株 式 の 処 分			62
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	18	△31	△13
事業年度中の変動額合計	18	△31	5,884
平成26年3月31日 残高	5	△1	30,754

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却

原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生ずる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………

建物（建物附属設備は除く）

・平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。

・平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。

建物以外

・平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

・平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。

② 無形固定資産……………ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については定額法によっております。

③ 長期前払費用……………定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

なお、平成19年6月25日開催の第18回定時株主総会において退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対する退職慰労金を各取締役それぞれの退任の際に支給を決議いたしました。

また、平成24年6月27日開催の第23回定時株主総会において決議された役員退職慰労引当金については、将来支給見込額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

(5) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「関係会社短期貸付金」と「無形固定資産」の「ソフトウェア仮勘定」及び「電話加入権」は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、「その他」に含まれる「関係会社短期貸付金」は730百万円、「ソフトウェア仮勘定」は7百万円、「電話加入権」は19百万円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「関係会社業務受託料」と「営業外費用」の「支払手数料」は金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、「その他」に含まれる「関係会社業務受託料」は、18百万円、「支払手数料」は0百万円であります。

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取手数料」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「受取手数料」は22百万円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,207百万円
(2) 関係会社に対する債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	765百万円
関係会社に対する短期金銭債務	36百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	94百万円
仕入高	265百万円
営業費用	1百万円

営業取引以外の取引高

営業外収益	22百万円
営業外費用	0百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式

5,956,024株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産		
役員退職慰労引当金		110百万円
一括償却資産		48百万円
未払事業税		233百万円
賞与引当金		666百万円
減損損失		527百万円
商品評価損		255百万円
サンプル商品評価損		54百万円
資産除去債務		830百万円
その他		308百万円
繰延税金資産小計		3,035百万円
評価性引当額		△502百万円
繰延税金資産合計		2,533百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△3百万円
資産除去債務		△349百万円
繰延税金負債合計		△352百万円
繰延税金資産の純額		2,181百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円) (注)1	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
関係会社	㈱コーエン	100	衣料品及び身の回り品の小売	所有直接100.0	役員の兼任3名	—	資金の付貸(注)2 利息の取受(注)2	580 2	短期貸付金	580

(注)1. 取引金額には消費税等を含めておりません。

2. ㈱コーエンに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	965円79銭
1株当たり当期純利益	241円25銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	38,791	流 動 負 債	25,120
現 金 及 び 預 金	5,633	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	9,155
売 掛 金	245	短 期 借 入 金	4,400
商 品	20,026	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	681
貯 蔵 品	345	未 払 金	4,307
未 収 入 金	9,904	未 払 法 人 税 等	3,421
繰 延 税 金 資 産	1,816	賞 与 引 当 金	1,970
そ の 他	823	役 員 賞 与 引 当 金	103
貸 倒 引 当 金	△3	資 産 除 去 債 務	38
固 定 資 産	20,504	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	309
有 形 固 定 資 産	9,394	そ の 他	732
建 物 及 び 構 築 物	7,620	固 定 負 債	2,642
土 地	569	資 産 除 去 債 務	2,631
建 設 仮 勘 定	106	そ の 他	11
そ の 他	1,097	負 債 合 計	27,763
無 形 固 定 資 産	1,746	(純資産の部)	
そ の 他	1,746	株 主 資 本	31,523
投 資 そ の 他 の 資 産	9,363	資 本 金	3,030
投 資 有 価 証 券	213	資 本 剰 余 金	4,095
差 入 保 証 金	7,422	利 益 剰 余 金	30,517
繰 延 税 金 資 産	625	自 己 株 式	△6,119
そ の 他	1,128	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	9
貸 倒 引 当 金	△26	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7
資 産 合 計	59,296	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1
		為 替 換 算 調 整 勘 定	3
		純 資 産 合 計	31,532
		負 債 純 資 産 合 計	59,296

連 結 損 益 計 算 書

（平成25年 4 月 1 日から）
（平成26年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		128,489
売 上 原 価		59,997
売 上 総 利 益		68,492
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		54,842
営 業 利 益		13,649
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	0	
受 取 賃 貸 料	36	
仕 入 割 引	49	
受 取 手 数 料	35	
保 険 配 当 金	32	
そ の 他	91	246
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	54	
為 替 差 損	33	
賃 貸 費 用	23	
支 払 手 数 料	0	
そ の 他	45	157
経 常 利 益		13,739
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
移 転 補 償 金	39	40
特 別 損 失		
減 損 損 失	438	
そ の 他	66	505
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		13,274
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,491	
法 人 税 等 調 整 額	△137	5,354
当 期 純 利 益		7,920

連結株主資本等変動計算書

（平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成25年4月1日 残高	3,030	4,095	24,456	△6,197	25,384
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,844		△1,844
当 期 純 利 益			7,920		7,920
自 己 株 式 の 処 分			△15	77	62
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	6,061	77	6,138
平成26年3月31日 残高	3,030	4,095	30,517	△6,119	31,523

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	
平成25年4月1日 残高	△12	31	—	25,403
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△1,844
当 期 純 利 益				7,920
自 己 株 式 の 処 分				62
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	20	△33	3	△9
連結会計年度中の変動額合計	20	△33	3	6,128
平成26年3月31日 残高	7	△1	3	31,532

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 ㈱フィーゴ

㈱コーエン

台湾聯合艾諾股份有限公司

上記のうち、台湾聯合艾諾股份有限公司については、当連結会計年度において新たに設立したため連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち㈱コーエンと台湾聯合艾諾股份有限公司の決算日は、1月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、2月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法

法

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(b) デリバティブ取引により生ずる

債権（及び債務）の評価基準及

び評価方法

時価法

(c) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産	建物（建物附属設備は除く） ・平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 ・平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 建物以外 ・平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 ・平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。
無形固定資産	ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

(c) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

(d) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、当社内規に基づく連結会計年度末要支給見積額を計上しております。

なお、平成19年6月25日開催の第18回定時株主総会において退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対する退職慰労金を各取締役それぞれの退任の際に支給されることを決議いたしました。

また、平成24年6月27日開催の第23回定時株主総会において決議された役員退職慰労引当金については、将来支給見込額を計上しております。

④ ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。また、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

⑤ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取手数料」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「受取手数料」は22百万円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

12,292百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普 通 株 式 (株)	37,800,000	—	—	37,800,000

(2) 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,031,580	44	75,600	5,956,024

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加44株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少75,600株は、新株予約権の行使によるものであります。

(3) 新株予約権等に関する事項

会 社 名	内 訳	目的となる株式の種類	目 的 と な る 株 式 の 数 (株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当 連 結 会 計 年 度 期 首	増 加	減 少	当 連 結 会 計 年 度 末	
提出会社	平成15年新株予約権	普通株式	254,000	—	254,000	—	—
合 計			254,000	—	254,000	—	—

- (注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。
2. 目的となる株式の数の変動事由の概要
- 減少のうち、権利行使によるものが75,600株、権利行使期間終了による消滅が178,400株であります。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成25年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	1,207	38	平成25年3月31日	平成25年6月27日
平成25年11月6日 取 締 役 会	普通株式	636	20	平成25年9月30日	平成25年12月5日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
- 平成26年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	1,496	47	平成26年3月31日	平成26年6月25日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、紳士服・婦人服等の衣料品並びに関連商品の企画・仕入及び販売等を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。不動産賃借等物件に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の経済的破綻等によりその一部または全額が回収できないリスクがあります。当該リスクに関しては、所定の管理マニュアルに従い、定期的に差入先・預託先の財政状態を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

(b) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、為替相場の状況により、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建ての営業債務に対する先物為替予約を行っております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引管理規程に基づき、これに従い財務経理部が取引を行い、財務経理部において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、財務経理部所管の役員及び経営会議に報告しております。

(c) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	5,633	5,633	—
(2) 売掛金	245	245	—
(3) 未収入金	9,904	9,904	—
(4) 差入保証金	7,422		
貸倒引当金	(※2) △4		
	7,417	6,958	459
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	213	213	—
資産計	23,415	22,955	459
(6) 支払手形及び買掛金	9,155	9,155	—
(7) 短期借入金	4,400	4,400	—
(8) 未払金	4,307	4,307	—
(9) 未払法人税等	3,421	3,421	—
(10) 長期借入金	681	681	0
負債計	21,966	21,966	0
(11) デリバティブ取引			
(※1)			
①ヘッジ会計が適用されているもの	△2	△2	—
デリバティブ取引計	△2	△2	—

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(※2) 差入保証金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債等の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	201	213	12
合 計		201	213	12

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの： 該当するものはありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの： ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,974	—	△2	先物為替相場によって いる。
同 上	為替予約取引 買建 ユーロ	買掛金	176	—	0	同 上
合 計			2,151	—	△2	

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	5,633
売掛金	245
未収入金	9,904

(注) 3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)
長期借入金	681

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	990円22銭
1株当たり当期純利益	248円80銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 5 月20日

株式会社 ユナイテッドアローズ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 水 上 亮比呂 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩 村 篤 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニテッドアローズの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 5 月20日

株式会社 ユナイテッドアローズ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 水 上 亮比呂 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 村 篤 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユナイテッドアローズの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユナイテッドアローズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 当社は、事業報告に記載のとおり、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月21日

株式会社ユニテッドアローズ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 酒 井 由 香 里 ㊞

監 査 役(社外監査役) 山 川 善 之 ㊞

監 査 役(社外監査役) 橋 岡 宏 成 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第25期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、前期の期末普通配当（38円）に比べ、1株につき9円の増配となります。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき普通配当42円に、当社創業25周年記念配当5円を加え、合計47円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,496,666,872円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

当社取締役の重松理、竹田光広、藤澤光徳、小泉正己、東浩之、石綿学の6氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、重松理氏については本総会終結の時をもって退任いたします。

つきましては、安定的かつ透明性のある経営体制の強化・充実を図るべく、合計5名の取締役の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	たけだ みつひろ 竹田光広 (昭和38年4月13日生) (再任) 【取締役会への出席状況】 ・18/18回 ・100%	昭和61年4月 兼松江商株式会社（現兼松繊維株式会社）入社 平成16年4月 兼松繊維株式会社 欧米輸入製品部 部長 平成17年9月 当社入社 平成18年7月 当社ブランドビジネス本部 本部長 兼 ブランドビジネス部 部長 平成20年7月 当社上席執行役員 事業開発本部 本部長 平成22年4月 当社上席執行役員 第一事業統括本部 統括本部長 兼 B B本部 本部長 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 第一事業統括本部 統括本部長 兼 B B本部 本部長 平成23年4月 当社取締役 副社長執行役員 第一事業統括本部 統括本部長 兼 B B本部 本部長 平成24年4月 当社代表取締役 社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社フィーゴ 代表取締役会長（現任） 株式会社コーエン 代表取締役会長（現任） 台湾聯合艾諾股份有限公司董事長（現任）	48,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	ふじ さわ みつ のり 藤 澤 光 徳 (昭和41年6月5日生) (再任) 【取締役会への出席状況】 ・ 17/18回 ・ 94.4%	平成2年3月 当社入社 平成17年10月 当社GLR本部 本部長 平成20年7月 当社上席執行役員 GLR本部 本部長 平成22年4月 当社上席執行役員 第二事業統 括本部 統括本部長 兼 GLR 本部 本部長 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 第二 事業統括本部 統括本部長 兼 GLR本部 本部長 平成26年4月 当社取締役 専務執行役員 第二 事業統括本部 統括本部長 兼 OLT本部担当 (現任)	29,500株
3	こ いずみ まき み 小 泉 正 己 (昭和36年7月20日生) (再任) 【取締役会への出席状況】 ・ 18/18回 ・ 100%	平成7年7月 当社入社 平成12年4月 当社財務部 部長 平成16年12月 株式会社ネットプライス 監査役 平成18年6月 当社取締役 平成19年7月 当社取締役 管理本部 本部長 兼 財務経理部 部長 平成20年4月 当社取締役 管理本部 本部長 平成20年7月 当社取締役 常務執行役員 管理 本部 本部長 平成26年4月 当社取締役 専務執行役員 管理本 部 本部長 兼 IR室担当 (現任)	35,800株
4	ひがし ひろ ゆき 東 浩 之 (昭和40年8月28日生) (再任) 【取締役会への出席状況】 ・ 18/18回 ・ 100%	昭和63年4月 株式会社ワールド入社 平成8年3月 当社入社 社長室 人事課 課長 平成12年4月 人事部 部長 兼 経営戦略部 部長 平成16年8月 経営管理本部 副本部長 兼 経 営管理本部経営戦略グループ グループ長 平成17年10月 社長室 室長 兼 社長室 経営企 画課 課長 平成18年7月 UA本部 副本部長 平成20年4月 UA本部 本部長 平成20年7月 上席執行役員 UA本部 本部長 平成24年6月 当社取締役 常務執行役員 第一事 業統括本部 統括本部長 (現任)	24,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	いし わた ぐく 石 綿 学 (昭和45年11月16日生) (再任) (社外) 【取締役会への出席状況】 ・13/13回 ・100%	平成9年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成9年4月 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所 平成17年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士（現任） 平成19年4月 京都大学法科大学院非常勤講師（現任） 平成20年6月 ゼビオ株式会社社外取締役（現任） 平成25年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士（現任） 京都大学法科大学院非常勤講師（現任） ゼビオ株式会社社外取締役（現任）	—

- (注) 1. 取締役候補者竹田光広氏は、株式会社フィーゴおよび株式会社コーエンの代表取締役ならびに台湾聯合艾諾股份有限公司の董事長を兼務しており、当社はこれらの会社との間に、商品売買取引および業務委託取引の関係があります。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者石綿学氏は社外取締役候補者であります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、これまでの経験、知識等を当社のコーポレートガバナンスやコンプライアンスの強化に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって1年間であります。
3. 当社は、現在取締役候補者石綿学氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、選任後、同契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としています。
4. 取締役候補者石綿学氏は、平成25年6月26日開催の第24回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の候補者と異なります。
5. 当社は、取締役候補者石綿学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

平成23年6月23日開催の当社第22回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）は、本定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了します。これに先立ち、当社は、平成26年5月8日開催の当社取締役会において、旧プランの内容を一部改定したうえで、更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

つきましては、本更新につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本更新における主な変更点は以下のとおりであり、その他所要の変更を行っておりますが、旧プランからの大幅な変更点はありません。

- ① 意向表明書（三三．（1）「本プランの発動に係る手続」（b）に定義されます。以下同じとします。）の内容の見直しを行ったこと
- ② 本必要情報（三三．（1）「本プランの発動に係る手続」（c）に定義されます。以下同じとします。）の項目の見直しを行ったこと
- ③ 独立委員会の手続について見直しを行ったこと
- ④ 株主意思確認総会（三三．（1）「本プランの発動に係る手続」（g）に定義されます。以下同じとします。）の開催の要件について見直しを行ったこと

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は株式の大量の買付であっても、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に当社にとっては、高いストアロイヤルティの維持が経営上極めて重要であり、当社の中期的な企業価値の向上とともに、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 会社の経営の基本方針

当社は平成元年10月の創業時に下記の「設立の志」を掲げました。

「私たちは、商品開発および環境開発を通じ、生活・文化・社会を高度化することで、社会に貢献することを目的とする」。これは単にビジネスとしてだけではなく、事業を通して、日本の生活文化における規範となる正しい価値観を確立・訴求し続けるという強い意思を表すものであります。

この創業当初からの志である「日本の生活文化の規範となる価値観の創造」に加え、当社グループが「世界に通用する企業ブランド」となることを目指し、平成24年10月に新たな経営理念として「私たちは、世界に通用する新しい日本の生活文化の規範となる価値観を創造し続けます」を掲げました。

同時に、当社の根幹を成す考え方である「店はお客様のためにある」について、現場から経営まであらゆる企業活動における判断の拠り所として今まで以上に徹底すべく、遵守すべき「ルール」から「社是」へ位置づけを改めました。

これらの経営理念および社是の下、当社では社会との約束として5つの価値創造を掲げております。5つの価値とは「お客様価値」「従業員価値」「取引先様価値」「社会価値」「株主様価値」であります。当社ではこれらのうち、お客様価値の創造を最も重視し、他の4つの価値を等しく高めることがお客様価値の向上につながり、お客様価値の創造が達成されて初めて、他の4つの価値が意味を成す、と考えております。

当社ではこれら5つの価値の創造に全力を尽くすと同時に、社会の公器として日本の生活文化の向上に貢献していくことにより、企業価値を向上させていくことを経営の基本方針としております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略と目標とする経営指標

当社では長期的な目標として平成25年5月に平成34年3月期（2022年3月期）を最終年度とする長期ビジョン「U A V I S I O N 2 0 2 2」を公表いたしました。

当社が今後も安定的に成長拡大していくためには、移り変わる外部環境・消費マインドに柔軟に対応できる「変化への対応力」の強化、迫り来るボーダーレス時代に向けた「国際対応力」の醸成、そして徹底的なお客様満足追求に向けた「時代対応による進化」をし続けることが必要不可欠であります。これらを踏まえ、「UA VISION 2022」のスローガンとして以下を掲げております。

「ニッポンにユニテッドアローズあり。私たちは世界中のお客様からも注目され、愛される、お客様満足日本一のファッション小売企業を目指します」

このスローガンの実現を目指すことより、当社グループが100年以上存続し、世界に通用する企業ブランドとなるための基盤を築いてまいります。

・「UA VISION 2022」達成に向けた経営戦略

「UA VISION 2022」達成に向けた経営戦略として、以下の3つを掲げます。

1. 時代対応と自己改革による既存事業の成長拡大

全ての既存事業について、たゆまぬ時代対応の積み重ねと自己改革により強みであるヒト（接客サービス）、モノ（商品）、ウツワ（店舗環境）を常に進化させることで、世界から注目される存在になることを目指します。同時に事業特性に応じた個別ミッションを設定することで、全事業が高い成長性と収益性を目指し、以下に掲げる新規事業開発および海外進出を収益面から支えます。

2. 次代の成長を担う新規事業の開発・育成による新たな価値提案

外部環境や消費マインドの変化により、今後もお客様のご要望がさらに多様化していくことは必至です。そのご要望にお応えし続けるため、次代の成長を担う新規事業の開発・育成を行なうことで、新たな価値提案を行なってまいります。

なお、前回の中期経営計画策定以降、衣料品および身の回り品をメインとした国内既存ドメイン内での成長拡大に加え、新規チャネル・新規ドメインへの進出を検討・実施してまいりました。その結果、収益性、成長性、マーケット規模・シェア等の観点から、新規チャネル・新規ドメインへのチャレンジは継続しつつも、当社が蓄積してきた強みを今後

も最大限に進化・発展させることにより国内既存ドメイン内にさらなる成長余地があると捉え、同ドメイン内での新規事業開発・育成を優先させてまいります。

3. 将来的な国際対応力の強化に向けた海外進出の開始

将来的な国際対応力の強化、世界市場における競争力の獲得に向け、海外への進出を果たしてまいります。長期ビジョン期間中における海外進出の最優先課題は、収益化を前提としつつ、出店および運営によるノウハウの蓄積および世界各国で展開を可能とするビジネスモデルの構築にあり、グローバルな規模の追求は次の長期ビジョン期間における課題と捉えております。なお、海外進出の際には、綿密な収益性の試算と厳格な撤退基準を設けることで、早期の収益化と万が一の場合の撤退意思決定の迅速化を図ります。

・「UA VISION 2022」達成に向けた営業施策

「UA VISION 2022」達成に向けた営業施策として、以下の3つを掲げます。

1. 商品、販売、宣伝部門の連携強化

当社の近年の業績回復における主要因の1つである商品、販売、宣伝部門の連携について、さらなる強化を図ってまいります。連携の基本的なサイクルは、販売部門がお客様から得た情報を商品部門にフィードバックしお客様のニーズに合った商品を提供するとともに、事業特性や時代性を捉えた宣伝活動によりお客様のご来店やファン化を促進し、商品・販売部門の活動を後押しするというものです。今後は特に販売部門において「接客サービス力」「ショップメイク力」を、商品部門において「オリジナル商品開発力」を強化し、さらに両部門において「MD検証力」の精度を向上させることを目指します。また宣伝部門において「既存顧客のファン化」「新規顧客の獲得」につながる宣伝販促を目指すことにより、連携のさらなる強化を図ってまいります。

この連携強化により、既存事業はもとより、新規事業および将来的な海外事業の売上および収益性の向上を図ってまいります。

2. 業務の技術体系化

上記1. で掲げた連携強化をさらに強固なものにするため、各業務体系およびその関連状況を週次、月次、シーズン単位で戦略マップ化し進捗管理を行なうとともに、バリューチェーンの全体像を可視化することにより、個人の感性・技量に頼りがちな業務を標準化し、誰でも確実かつ迅速に業務を遂行できるような仕組みを確立してまいります。これにより、短期的には外部環境や消費マインドの変化に柔軟に対応し、万が一問題が発生しても迅速にリカバリーできる体制を整えるとともに、当社の強み・勝ちパターンを体系化することで、100年以上存続する企業となるための基盤を固めてまいります。

3. クリエイティビティの強化

上記1. および2. により組織運営力の強化および主要業務の標準化・可視化といったハード面の強化を推進する一方で、ファッションを通じてお客様へ高い価値およびご満足を提供し続けていくため、さらなるクリエイティビティの強化を推進いたします。

当社では社会潮流を背景とした全社ディレクションをシーズンが始まる約1年前に全事業に向けて発信し、各事業ではこれを受け、ヒト・モノ・ウツワ・販促にかかるトータルなクリエイティブのテーマを事業特性に応じて設定しております。同時に店頭で得たお客様の声を取り入れることで、常にお客様のご要望の半歩先を行くご提案を行なうことを目指しております。また、当社ではオリジナル商品の企画力・商品力向上を目指し、平成24年より社内にて「アトリエ」および「企画資料室」を設置し、オリジナル商品のサンプル企画精度の向上およびオリジナリティの高い素材の企画・調達を目指しております。これらの運営のさらなる精度向上、およびクリエイティブ人材の育成および継承を推進することでクリエイティビティを強化し、さらなるお客様満足を目指します。

なお、長期ビジョン実現に向けた上記の経営戦略、営業施策につきましては、今後の外部環境の変化や内部の体制・進捗状況等により、適宜見直しを図ってまいります。

上記の推進により、「U A V I S I O N 2 0 2 2」の定量目標として、以下を目指してまいります。

「U A V I S I O N 2 0 2 2」に基づく平成34年3月期（2022年3月期）
の定量目標

- ・ 連結売上高2,200億円
- ・ 連結経常利益率12.0%
- ・ 連結ROE（株主資本当期純利益率）20%以上

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

なお、平成26年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別添「当社の大株主の状況」のとおりです。

また、本日現在、当社に対し、当社の賛同を得ない当社株式の大量買付に関する提案はなされておられません。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行なうことができるものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による

権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が原則として買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様には、当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外監査役等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしています。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定める手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等には、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した様式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プラン導入時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。

当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等には、当該期限までに、かかる情報を当社（取締役会及び独立委員会）に対して追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び買付者等を被支配法人等⁹とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引及び当社の株

券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。) ¹⁰

- ② 買付等の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容その他買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 買付者等と反社会的勢力又は反市場勢力との関係その他これに関する情報
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書並びに当社取締役会及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から買付説明書並びに当社取締役会及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報等を受領してから最長90日¹¹が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）、上記①に従い当社取締役会から買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）等を受領した上、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業

計画等に関する情報収集・検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買い付け等の内容の検討・代替案（もしあれば）の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、30日を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、上記の手續を踏まえ、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について、本発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、かかる判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し、買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記(e)に従って勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、①独立委員会が、上記(e)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは、買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は、②ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等の諸般の事情を考慮の上、善管注意義務等に照らして、株主意思を確認することが適切であると判断する場合には、株主総会¹²（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、顧客、取引先等の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、顧客、取引先等の利害関係者との関係その他当社の企業価値の源泉を損なうことなどにより、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権 1 個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として 1 株とします。
- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円とします。
- (f) 本新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1 ヶ月間から 6 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。
- (g) 本新株予約権の行使条件
（Ⅰ）特定大量保有者¹³、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者¹⁴、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、若しくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者¹⁵（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由¹⁶が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。
また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含

む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの導入に係る手続

本プランの導入は、本プランの導入に関する議案について本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び修正又は変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成26年5月8日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償で割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書面（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権の行使価額として1個当たり1円を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付する

ことがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

四 本プランの合理性

1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とするものです。

2. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しています。

3. 株主意思の重視するものであること

上記三三．(4)「本プランの導入に係る手続」記載のとおり、当社は、本定時株主総会において、本プランの導入について株主の皆様意思を確認させていただきます。また、上記三三．(1)「本プランの発動に係る手続」(g)に定める場合、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認するとしています。

加えて、上記三三．(5)「本プランの有効期間、廃止及び修正又は変更」記載のとおり、本プランの有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4. 独立性を有する社外監査役等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

上記三三．(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記三三．(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に記載のとおり、本プランの発動に際しての実質的な判断は、独立性を有する社外監査役等のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、独立委員会は、当社の費用で、第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

5. 合理的な客観的要件の設定

上記三三．(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記三三．(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に記載のとおり、本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

6. デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。
 - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。
 - 8 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
 - 9 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
 - 10 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
 - 11 独立委員会は、記載のとおり各方面からの情報収集やその情報に基づき企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から総合的な検討を行った上で、必要に応じて買収者と協議・交渉等を行なうため、90日の検討期間を設けており

ます。

- 12 会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主総会」と記載しております。
- 13 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- 14 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- 15 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- 16 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回し、又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者

等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が、(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

以上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、当社社外取締役又は当社社外監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行う（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ④ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑥ 買付者等との協議・交渉
 - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定

- ⑨ 株主意思確認総会招集の可否の判断
 - ⑩ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑪ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
 - ⑫ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑬ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ること等ができる。
 - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の4分の3以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員略歴

本プラン導入時の独立委員会の委員は、以下の 4 名を予定しております。

石綿学（いしわたがく）

【略歴】

昭和45年11月16日生

平成 9 年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

平成 9 年 4 月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所

平成17年 1 月 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士（現任）

平成19年 4 月 京都大学法科大学院非常勤講師（現任）

平成20年 6 月 ゼビオ株式会社社外取締役（現任）

平成25年 6 月 当社取締役（現任）

石綿学氏は、会社法第 2 条第15号に定める社外取締役であります。同氏および同氏の所属する組織と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

山川善之（やまかわよしゆき）

【略歴】

昭和37年 8 月21日生

昭和61年 4 月 日本生命保険相互会社入社

平成16年 9 月 株式会社ソーせい入社 代表取締役副社長

平成18年12月 響きパートナーズ株式会社設立 代表取締役（現任）

平成19年 6 月 当社監査役（現任）

平成20年 6 月 株式会社リプロセル 社外取締役（現任）

平成26年 3 月 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 社外取締役（現任）

山川善之氏は、会社法第 2 条第16号に定める社外監査役であります。同氏および同氏の所属する組織と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

橋岡宏成（はしおかひろなり）

【略歴】

昭和42年1月23日生

平成3年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行

平成10年4月 弁護士登録

平成16年9月 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン 社外取締役（現任）

平成19年6月 当社監査役（現任）

平成23年3月 株式会社エー・ピーカンパニー 社外監査役（現任）
トレンダーズ株式会社 社外監査役（現任）

橋岡宏成氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。同氏および同氏の所属する組織と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

田淵智久（たぶちともひさ）

【略歴】

昭和32年12月9日生

昭和59年4月 弁護士登録

昭和59年4月 須崎・中村法律事務所入所

平成元年4月 田淵法律事務所開設

平成3年4月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所

平成19年4月 末吉綜合法律事務所（現潮見坂綜合法律事務所）開設

田淵智久氏および同氏の所属する組織と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

尚、石綿学氏、山川善之氏、橋岡宏成氏は東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

以上

当社の大株主の状況

平成26年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

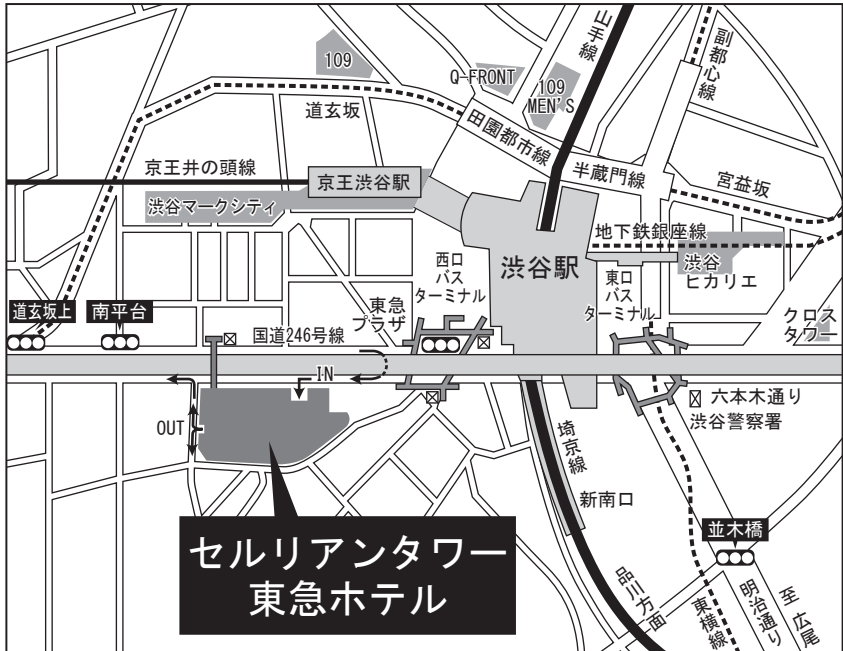
株主名	所有株式数（株）	所有株式割合（％）
重松理	2,698,100	7.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,128,700	5.63
株式会社エー・ディー・エス	2,000,000	5.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,718,900	4.54
株式会社麟蔵	1,148,400	3.03
栗野宏文	1,133,000	2.99
岩城哲哉	884,400	2.33
野村信託銀行株式会社（投信口）	716,600	1.89
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT-TREATY RATE	604,900	1.60
株式会社ルコタージュ	600,000	1.58

（注）上記のほか当社所有の自己株式5,956,024株（発行済株式総数に占める割合15.75％）があります。

以上

第25回定時株主総会会場案内図

会場 セルリアンタワー東急ホテル
地下2階 ボールルーム
東京都渋谷区桜丘町26番1号
電話 (03) 3476-3000



●電車：東急東横線・田園都市線、京王井の頭線、J R 山手線・埼京線
地下鉄銀座線・半蔵門線・副都心線の渋谷駅より徒歩5分

※ 駐車場の数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

〈懇親会開催のご案内〉

株主の皆様にご参集いただける折角の機会でございますので、同総会終了後、懇親会を開催する予定でございますが、不測の事態により、急遽中止する場合がございますことを、予めご承知おきますようお願い申し上げます。